

V 保健管理センター概要

1. 金沢大学保健管理センター規程

昭和51年10月22日
(金沢大学規程第472号)

(目 的)

第1条 金沢大学保健管理センター(以下「センター」という。)は、金沢大学学生の保健管理に関する業務を行うことを目的とする。

(業 務)

第2条 センターは、前条の目的を遂行するため、次の事業を行う。

- (1) 定期及び臨時の健康診断並びにその事後措置
- (2) 健康相談及び健康指導
- (3) 精神衛生に関する助言相談
- (4) カウンセリング
- (5) 学内の環境衛生及び伝染病の予防についての指導
- (6) 保健管理に関する調査研究
- (7) その他健康の保持増進についての必要な事項

(職 員)

第3条 保健管理センターに、次の職員を置く。

- (1) 所 長
- (2) 教 授
- (3) 助 教 授
- (4) 学 校 医
- (5) 技術職員

2. センターに非常勤職員を置くことができる。

(所 長)

第4条 所長は、金沢大学専任教授のうちから金沢大学保健管理センター管理委員のの議を経て学長ば選考する。

2. 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(所長の任務)

第5条 所長は、センターの業務を掌理する。

(管理委員会)

第6条 センターに管理委員を置く。

2. 管理委員会に関する事項は、別に定める。

(運営委員会)

第7条 センターに運営委員会を置く。

2. 運営委員会は、センターに関し次の事項を審議する。

- (1) センターの年間業務計画に関すること。
- (2) センターの予算に関すること。
- (3) その他運営に関し所長が必要と認める事項

(運営委員会の組織)

第8条 運営委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 所 長
- (2) センターの教官
- (3) 学校医
- (4) 学生部長
- (5) 各学部教養部及び医療技術短期大学部から選出された教官各1名
- (6) 学生部次長
- (7) 学生課長
- (8) 厚生課長

2. 運営委員会の委員長は、所長とする。

3. 第1項第5号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営委員会の会議)

第9条 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

2. 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を行う。
3. 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
4. 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(分 室)

第10条 必要があるときは、センターの分室を置くことができる。

(事務処理)

第11条 センターの事務は、学生部厚生課が行う。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの運営並びに所管業務に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、昭和51年10月22日から施行し、第4条第2項及び第8条第3項については昭和52

年4月1日から適用する。

2. 金沢大学保健管理センター規程（昭和44年9月26日金沢大学規程第253号）は廃止する。

附 則

1. この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
2. この規程による改正後の金沢大学保健管理センター規程により最初に選出される医療技術短期大学の委員の任期は、同規程第8条第3項の規定にかかわらず、昭和56年3月31日までとする。

附 則

この規程は、昭和55年4月4日から施行する。

2. 金沢大学保健管理センター管理委員会規程

昭和44年9月26日
(金沢大学規程第254号)

(設 置)

第1条 金沢大学に学生の保健管理センターに関する重要事項を審議するため、金沢大学保健管理センター管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 保健管理センターの所長および教官の選考に関すること。
- (2) その他保健管理センターに関する重要事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学 長
- (2) 各学部長・教養部長・医学部附属病院長及び医療技術短期大学部主事
- (3) 事務局長
- (4) 学生部長
- (5) 保健管理センターの所長

2. 前条第1号に規定する事項を審議する場合は、前項第3号にかかげる者は除く。

(会 議)

第4条 委員会の委員長は、学長をもってあてる。

2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3. 委員長に事故あるときは、学長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
4. 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

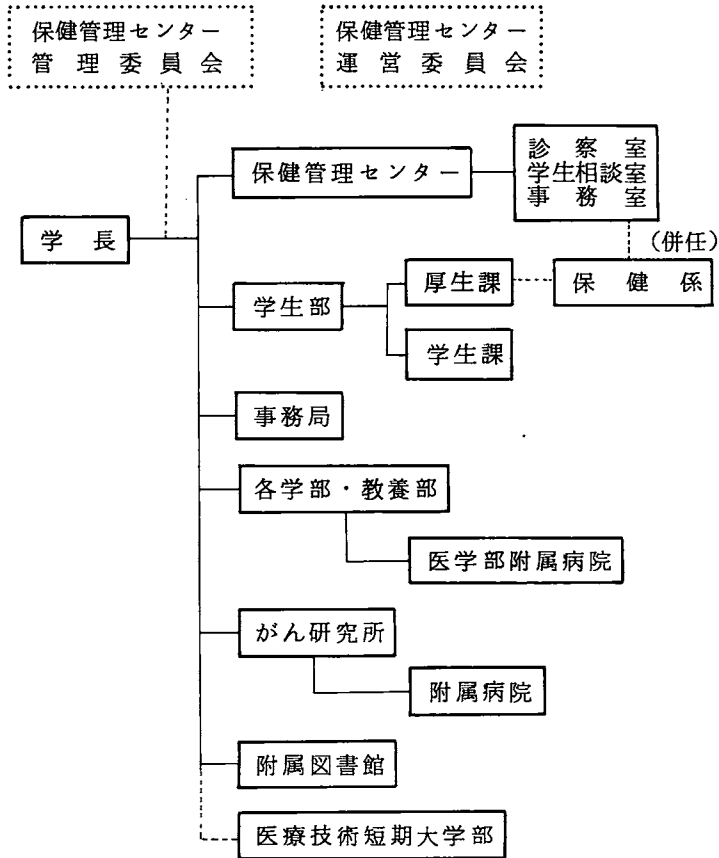
附 則

この規程は、昭和44年 9月26日から施行する。

附 則

1. この規程は、昭和55年 4月 1日から施行する。
2. この規程による改正後の金沢大学保健管理センター規程により最初に出出される医療技術短期大学の委員の任期は、同規程第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、昭和56年 3月31日までとする。

3. 組 織 図



4. 保健管理センター管理委員会

S 59. 5. 1 現在

委員長	学	長	金	子	曾	政
委員	文 学 部	長	田	中	富 士 夫	
〃	教 育 学 部	長	瀬	嵐	哲 夫	
〃	法 学 部	長	野	村	敬 造	
〃	経 済 学 部	長	奥	田	耕 一	
〃	理 学 部	長	青	野	茂 行	
〃	医 学 部	長	西	田	尚 紀	
〃	薬 学 部	長	五	味	保 男	
〃	工 学 部	長	枷	場	重 正	
〃	教 養 部	長	北	原	晴 夫	
〃	医学部 附属病院	長	竹	田	亮 祐	
〃	医療技術短期大学部	主事	平	木	辰 之 助	
〃	事 務 局	長	田	中	稠 生	
〃	学 生 部	長	佐 々 木	吉	男 進	
〃	セ ン タ ー 所	長	野	村		

5. 保健管理センター運営委員会

S 59. 5. 1 現在

委員長	セ ン タ ー 所 長	野	村	進
委員	セ ン タ ー 教 授	元	田	憲
〃	セ ン タ ー 助 教 授	木	場	深 志
〃	学 校 医	川	東	正 範
〃	〃	官	腰	久 嗣
〃	〃	小	西	一 朗
〃	〃	津	川	洋 三
〃	学 生 部 長	佐 々 木	吉	男
〃	文 学 部 助 教 授	久 保	田	功
〃	教 育 学 部 教 授	卯	野	隆 二
〃	法 学 部 助 教 授	鹿	島	正 裕
〃	経 済 学 部 助 教 授	海	野	八 尋

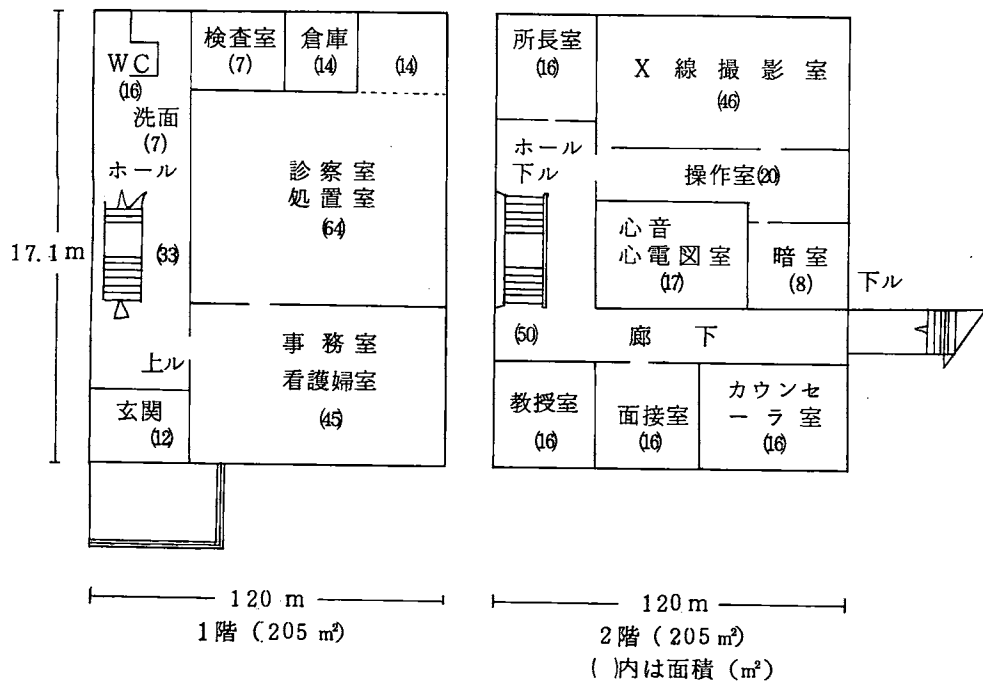
委員	理学部助手	梅鉢幸重
〃	医学部教授	高島力
〃	薬学部助教授	安田信吾
〃	工学部教授	林勇二郎
〃	教養部助教授	沼哲夫
〃	医療技術短期大学部教授	谷本一夫
〃	学生部次長	田中健
〃	学生課長	関根正義
〃	厚生課長	仲久雄

6. 保健管理センター職員

S 10.1 現在

センター専任職員・併任職員		
官 職	氏 名	備 考
所長	野村進	任期 S 59. 4. 2 ~ 61. 3. 31
教授	元田憲	専任
助教授	木場深志	〃
技官	中越伸子	〃 (看護婦)
厚生課保健係長	番匠泰一	併任
保健係主任	山本明夫	〃
業務主任	赤池幸子	〃 (准看護婦)
非 常 勤 講 師 等		
学校医	川東正範	保健管理センター 宝町地区担当
〃	宮腰久嗣	工学部担当
〃	津川洋三	城内地区担当
〃	小西一朗	
非常勤講師	対馬忠	教育学部教授
〃	眞行寺功	〃
〃	多田治夫	教養部教授
〃	倉地正佳	医学部助教授
診療放射線技師	南純次	

7. 保健管理センター平面図



8. 主要設備

設備名	数量	設備名	数量
X線撮影装置(直接)	1台	視野計	1台
”(間接)	1	検眼鏡(眼底検査用)	1
X線フィルム自動現像装置	1	オーゾメーター	1
”複写装置	1	自動血球計算機	1式
シャーカステン	4	白血球自動分類計算機	1
心電計	1	疾病診断補助早見機	1
心音心電計	1	血液標本自動染色装置	1
クリニカル脳波計	1	純水製造装置	1
自動肺機能検査機	1	顕微鏡	1
尿自動分析器	2	遠心器	1
血圧計(内自動血圧計5台)	8	孵卵器	1
視力測定装置	6	デジタル身長計	1
フリッカー値測定装置	1	全自動身長体重計	1

設 備 名	数 量	設 備 名	数 量
座 高 計	1 台	カ ラ ー ビ デ オ カ メ ラ	1 台
背 筋 力 計	1	テ ー プ レ コ ー ダ ー (カ セ ッ ト コ ー ダ ー 合)	5
肺 活 量 計	1	男 子 解 剖 模 型	1
握 力 計	1	人 体 内 臓 心 肺 模 型	1
体 重 計	3	人 体 骨 格 模 型	1
電 子 体 温 計	3	パ ナ コ ピ ー	1
寝 台	5	乾 式 複 写 機	1
診 察 台	2	膳 写 フ ァ ッ ク ス	1
バ イ オ ト レ ー ナ ー	1 式	輪 転 機	1
ス ラ イ ド 電 子 シ ャ ッ タ ー	2	タ イ プ ラ イ タ ー (内 和 文 1 台)	2
担 架	4	電 子 計 算 機 一 式	3 組
映 写 機 (ス ラ イ ド 8mm 合)	4	分 類 集 計 機 (パ ス キ ー Ⅲ A)	1 式
ポ ラ ロ イ ド カ メ ラ	1	作 図 機 (グ ラ フ メ イ ト)	2
カ ラ ー テ レ ビ ジ ョ ン	1	冷 蔵 庫	2
カ ラ ー ビ デ オ テ ー プ レ コ ー ダ ー	1		

9. 年 間 業 務

区分 月	事 項	内 容	対 象
4 月	○ 新 入 生 健 康 診 断 書 作 成	定 期 健 康 診 断 準 備	新 入 生 学 部 学 生
5 月	○ 定 期 健 康 診 断	X 線 間 接 撮 影、内 科、眼 科、皮 膚 科、 耳 鼻 科 の 諸 検 診 身 長、体 重、胸 囲、血 圧、検 尿、視 力、色 覚 検 査 (1 年 生 の み) X 線 間 接 撮 影、血 圧、検 尿 (35 才 以 上)	全 学 生 教 職 員
	○ 特 別 健 康 診 断	血 液 検 査	学 生 ・ 教 職 員 (X 線 取 扱 者)
6 月	○ 定 期 健 康 診 断 再 検 査	X 線 直 接 撮 影、血 圧、検 尿、心 電 図、 内 科 の 諸 検 診	学 生 ・ 教 職 員
	○ 特 別 健 康 診 断	血 液 検 査 皮 膚 検 査	学 生 ・ 教 職 員 (放 射 線 同 位 元 素 取 扱 者)

区分 月	事 項	内 容	対 象
7月	◦特別健康診断	視力、視野、聴力、自覚症状、平衡機能、血圧、検尿の諸検査	職 員 (ボイラー技士、タイピスト、守衛、電話交換手、自動車運転手、調理士、栄養士及び動物飼育係)
8月	◦入学志願者健康診断	健康診断書書類審査 (要精密検診者については別途診断)	大学院 入学志願者
9月	◦入学志願者健康診断 ◦特別健康診断	健康診断書書類審査 (要精密検診者については別途診断) 皮膚検診	大学院 入学志願者 学生・教職員 (放射線同位元素取扱者)
11月	◦定期健康診断 ◦特別健康診断	X線直接撮影、血圧、検尿、心電図、内科の諸検診 血液検査	定期健診未受診者 要精検者 学生・教職員 (X線取扱者)
12月	◦特別健康診断 ◦特別健康診断	視力、視野、聴力、自覚症状、平衡機能、血圧、検尿の諸検査 血液検査	職 員 (ボイラー技士、タイピスト、守衛、電話交換手、自動車運転手、調理士、栄養士及び動物飼育係) 学生・教職員 (放射線同位元素取扱者)
1月	◦特別健康診断	皮膚検診	学生・教職員 (放射線同位元素取扱者)
2月	◦入学志願者健康診断 ◦入学志願者健康診断 ◦合宿研修 ◦入学志願者健康診断	健康診断書書類審査 (要精密検診者については別途診断) ◇ 精神的健康増進のための合宿指導 精密健康診断	大学院入学志願者 学部入学志願者 希望学生 要精検者(学部入学志願者)
3月	◦特別健康診断	内科、眼科、皮膚科、耳鼻科、整形外科、精神科 皮膚検査	学生・教職員 (放射線同位元素取扱者)

上記以外随時実施しているもの。

- (1)救急措置 (2)要観察者、職員採用時健康診断 (3)課外活動団体、希望学生健診 (4)血圧測定・検尿検査 (5)健康相談、学生相談図書貸出 (6)診断書・証明書発行 (7)救急箱貸出 (8)宝町分室(火・水・木)